



▶ ILO産業別概況

Date: 17 April 2020

COVID-19の農業・食料安全保障に対する影響

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的大流行が続く中で、食糧の需給双方の観点から農業食品セクターへの既存の影響と潜在的影響に取り組むことが不可欠となっている。世界と国内の食料サプライチェーンの機能を維持することは、食料供給を確保し、すでに食料と栄養の安定確保に困難を抱えている国々で食糧危機を予防するとともに、この世界的大流行病がグローバル経済に及ぼす悪影響を全体として軽減するうえで欠かせない。

農業は、この20年間で雇用全体に占める割合が40.2%から26.8%に低下したとはいえ、全世界で10億人以上の生計を支えている。低所得国では農業が雇用の60.4%を占めているだけでなく¹、中には国内総生産の3分の2を占める国さえあり、国を支えている。農業セクターが特に重要な役割を果たしているアフリカとアジアでは、雇用に占める割合がそれぞれ49%と30.5%に上る。農業は女性にとって重要な雇用の供給源であり、開発途上地域では、女性は農業労働者の41.9%を占める²。

農業が全世界の雇用に占める割合は低下する一方で、農業生産量は増大が続いている³。これに都市化や1人当たり所得の増加、輸出の機会が相まって、食料システムの変容は、農業のほか、加工や製造、食品マーケティング、輸送、食品調理などの関連の非営農産業を含む、さらに大きな農業食品セク

ターで、新たな雇用を生んできた。農業食品セクターは開発途上国ですでに、自営業者と賃金労働者の大半を雇用している。しかし現在のところ、これらの仕事の多くはとりわけ、効果の伴わない法執行、労働監督および法令遵守を含む労働市場制度の不備、企業開発に向けた環境の未整備、低い生産性、気候変動、インフォーマル（非公式）経済の蔓延、劣悪なインフラ、社会的保護その他、教育や保健医療を含むサービスへの限られたアクセスに起因するディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の不足によって特徴づけられる。これらに加えて、農業労働者が化学物質や騒音、筋骨格系障害、暑さなどを含むさまざまな安全面、健康面、環境面および生物学面での危害にますます多く晒されていることから、課題が生じている。

農業労働者は、最も高い比率でワーキングプアに直面している。農業に従事する労働者の4分の1は、極度の貧困状態にある。農業生産と貿易という地球規模の構造とのつながりを作り、世界に食料を供給することで、各国の国民経済で重要な役割を果たしているにもかかわらず、農業労働者とその家族の中には、貧困と食料不安を抱える者が多い。

この世界的大流行病の蔓延の中で、多くの国では、農業食品セクターの仕事は必要不可欠とされているが、蔓延を遅らせるための措置は、農業が需要を満たし、所得と生計手段を提供し、数百万人の農業労働者と生産者の安全と健康を確保し続ける能力にさらに大きな負担をかけるおそれがある。現在と将来の危機に効果的に取り組むためには、農業労働者が直面する多くのディーセント・ワーク上の課題に取り組み、農業食品セクターの機能を改善するための緊急対策が欠かせないだろう。農業におけるCOVID-19への対応からは

「以前の状態を越える復興」の観点から、教訓を学ぶ必要がある。技術革新を採用し、環境の持続可能性を改善するために生まれた機会を逃すべきではない。

1 ILOSTAT, Employment by sex and economic activity – ILO modelled estimates, November 2019.

2 ILO, World Employment Social Outlook: Trends for women 2017, 2017.

3 IFAD, Rural development report 2016: Fostering inclusive rural transformation, 2016.

▶ 1. COVID-19による影響

COVID-19の世界的大流行が始まってから、現在までに食料供給の大きな混乱は見られていない。しかし、国際的・国内的な移動の制約や労働問題など、サプライチェーン内部の物流面での課題が長期にわたって続けば、食料供給に混乱が生じるおそれもある。新鮮な果物や野菜、肉、魚、牛乳、花など、価値が高く、特に傷みやすい一次産品は、大きな影響を受ける公算が高い。多くの国では、健康危機がすでに、花卉栽培などのサブセクターの雇用を破壊している⁴。農業セクターでは、さらに雇用の質が低下し、特にサプライチェーンの底辺で雇用破壊が生じかねない。特に女性と若者は、社会経済的に弱い立場に置かれているため、さらに大きな影響を受けるおそれ大きい。

移動の制限により、農家は市場にアクセスできなくなり、これが食品ロスにつながる可能性がある。多くの国では、地元の市場も、現地の学校や食堂、バー、ホテルその他のレジャー施設も一時的に閉鎖されていることで、農家がこれらの販路を失っている。

COVID-19の流行は、人手不足や一時的な生産停止により、労働集約的な作物生産や加工にも深刻な影響を及ぼしかねない。例えば欧州では、数十万人の季節労働者が国境封鎖により、収穫の時期にその労働力に依存する農場に働きに来られなくなり、農業セクターが深刻な人手不足に陥っている。農業に対する影響は、長期にわたるものと見られている。フランスやドイツ、イタリア、スペイン、ポーランドなど、欧州の主要農業生産国の多くは、特に脆弱性が高い。イタリアの農業者団体 Coldiretti によると、同国の食料生産量のうち4分の1以上が、約37万人の正規季節移民労働者に依存している。今年は約10万人の農業労働者がイタリアに来られなくなる可能性があるが、フランスではこの数がその倍に上るおそれもある。ドイツでは毎年、28万6,000人の季節移民労働者が果物や野菜、ワインの生産に携わっているが、政府は農業労働者のために直行便を運航したり、難民申請者に一時的労働許可を発給したりするなど、収穫に向けて十分な労働者を別の形で動員する可能性を模索中である。欧州委員会は2020年4月2日、COVID-19のこれ以上の蔓延を避けるため、すべての必要な措置を導入しつつ、加盟国が食品セクターの労働者を含め、不可欠な職種の季節労働者の越境移動を容易にするための実質的な指針を発表した。



ベトナム、ダナンの女性農民

COVID-19の流行は、開発途上国で輸出志向の労働集約的農業生産に携わる農園労働者数百万人の生計にも、大きな悪影響を及ぼしかねない。例えばケニアでは最近、東アフリカ諸国産の茶が取引される世界最大級のモンバサ・ティー・オークションが一時的に閉鎖されているが、これが長期化すれば、地場経済や国民経済、さらには地域経済にも壊滅的な影響が及ぶおそれもある。工場や倉庫、運送業者を含め、サプライチェーンのさまざまな結節点に直ちに影響が生じるほか、農家は生産停止と茶園労働者の一時解雇を余儀なくされ、ただでさえ最も不利な立場に置かれ、景気急転の影響を極めて受けやすい労働者を直撃することになる。ケニアだけでも、60万人の小規模農家と賃金労働者が茶で生計を立てているのに対し、マラウイでは、このセクターが政府に次ぐ第2位の公式の雇用主として、約5万2,000人の労働者に仕事を提供している。

消費者によるパニック買いと食品の買いだめや、輸出制限をはじめとする各国の貿易関連のCOVID-19対策は、価格の急上昇や乱高下をもたらし、国際市場を不安定化させるおそれがある。過去の危機を見る限り、こうした措置は特に、

4 Reuters, "Nobed of roses: East Africa's female flower workers lose jobs as coronavirus hits exports", 11 April 2020; Martinplaut, "Tens of thousands of African jobs at risk as Europe dumps flowers during the Coronavirus crisis", 22 March 2020.

5 International Food Policy Institute, "COVID-19: Trade restrictions are worst possible response to safeguard food security", 27 March 2020.

食料を自給できない低所得国に大きく影響することが分かる。2007～08年の食料危機は、既存の貧困層の貧困度をさらに悪化させ、新たに1億3,000万人から1億5,500万人を貧困に陥れたと見られている。特に農業に従事する臨時賃金労働者や土地なし農民、小規模商人、一次産品生産者は、食料穀類に対する交易条件で最も大きな影響を受けた。国際労働機関（ILO）の推計によると、最も深刻な影響を受けた国々の低賃金労働者がその生活水準を維持し、貧困に陥らないようにするためには、毎月追加で1週間分の雇用を探しださなければならなかった。これら国々の多くでは、学費が払えなくなったり、十分な食料が得られなくなったりしたために、中途退学率と児童労働率も大幅に上昇した。

危機の緊急性と早急な対応の必要性は、政策的解決策の法律的枠組みから逸脱する口実として用いてはならない。労働における基本的原則と権利やその他の[国際労働基準](#)も、国内レベルの解決策に向けた強力な根拠となる。

食料価格および市場の密接な監視と、透明性のある情報発信は、政府が食料市場の実効的管理を確保し、パニック買いを予防し、農業事業者による合理的な生産決定に指針を提供する政府の能力を強化するだろう¹⁰。この関係で、国際貿易の自由な流れを確保しながら、食料システム内で質の高い雇用を保証することは非常に重要である¹¹。

ILOのディーセント・ワーク・アジェンダはますます、貧困と食料不安の緩和に効果的な手段として¹²、また、グローバルな開発と実効的な危機対応のための公正かつ安定的な枠組みの基礎を提供するものとして認識されている¹³。現下の健康危機が農業食品セクターに及ぼす影響に取り組む際には、COVID-19の世界的大流行に対応するためのILO枠組みに基づく国内的、国際的な政策対応を実施すべきだが、この枠組みは4つの相互に関連する柱から構成される。

- ▶ 景気と雇用の刺激
- ▶ 企業、雇用および所得の支援
- ▶ 職場における労働者の保護
- ▶ 社会対話を通じた解決策の模索

農業生産の刺激と所得保障の確保

COVID-19の世界的大流行と、その蔓延に対する懸念が農業セクターに悪影響を及ぼしている現状においては、農業生産を刺激し、労働者が現行の団体協約や該当する法律に従い、人間らしい賃金とその他の手当を引き続き受け取れるようにするため、農業食品企業を支援する適切な緊急措置を採用すべきである。この関係で、継続的な食品供給を確保するために欠かせない役割を果たしながら、食料不安を抱える最貧・最脆弱層に属することが多い数億人の農業賃金労働者には、特別に配慮する必要がある。

職を失ったり、労働時間を削減されたりした農業労働者が失業手当や社会扶助を受けられるようにすることも、危機の影響を緩和するうえで欠かせない。今回と将来の危機にうまく対応できるようにするためには、こうした当面の措置に加え、今の勢いを活用して、集団的な資金調達による包括的で普遍的な社会保障制度に向けた前進を図るべきである¹⁴。

社会保障の確保

多くの国で、最低賃金や最長労働時間、有給病欠休暇、社会保障を規定するものなど、国内労働保護法の対象からこれまで除外されてきた農業労働者にとって、

6 Compton, J., Wiggins, S. & Keats, S., “[Impact of the global food crisis on the poor: What is the evidence?](#)”, Overseas Development Institute, 2010.

7 World Bank estimates cited in United Nations Department of Economic and Social Affairs, “[The global social crisis: Report on the world social situation 2011](#)”, 2011, p. 63.

8 Compton, J., Wiggins, S. & Keats, S., 2010 op. cit.

9 ILO “Investing in food security as a driver of better jobs”, in World of Work Report 2011: Making markets work for jobs, 2011, p. 76; ILO, “[Decent work for food security and resilient rural livelihoods](#)”, 2019.

10 FAO, “[Agri-food markets and trade policy in the time of COVID-19](#)”, 2 April 2020; Agrilinks, “[Preventing Global Food Security Crisis under COVID-19](#)”, 18 March 2020.

11 Joint Statement by the Directors-General of FAO, WHO and WTO, “[Mitigating impacts of COVID-19 on food trade and markets](#)”, 31 March 2020.

12 G20, “[G20 Food Security and Nutrition Framework](#)”, 2014; United Nations, “[Zero Hunger Challenge](#)”, 2012; United Nations System High Level Task Force on the Global Food Security Crisis, “[The Updated Comprehensive Framework for Action](#)”, September 2010.

13 ILO, “[Decent work matters in crisis: ILO response to crisis challenges](#)”, May 2003; ILO, “[The financial and economic crisis: A Decent Work response](#)”, March 2009.

14 ILO, “[COVID-19: Social protection systems failing vulnerable groups](#)”, 25 March 2020.

農業生産の季節性は、社会的保護の範囲を農業労働者に広げるという課題をさらに複雑にする。農村部におけるインフォーマル経済の常態化と、インフラやサービスの欠如は、仮に存在する場合でも、社会的保護サービスへのアクセスをさらに阻んできた。

すべての人に社会的保護を広げるための普遍的で進歩的な手法を推進する2012年のILO社会的保護の土台勧告（第202号）は、このような懸念に取り組んでいる。すべての農業労働者が検査を含む必須の保健医療サービスを利用できるようにすることは、その労働安全衛生を保証し、ウイルスの蔓延を防ぐために特に重要である。

現金支給や貸付、信用生命保険商品および気候インデックス保険へのアクセスをはじめ、その他の社会的保護メカニズムも、現状のように経済活動が一時的に停滞する場合、農業食品企業にとって特に重要となりうる。平時においても、このようなメカニズムは、農業関連産業と農村社会を凶作から守り、現金が不足することが多い農村経済に資金を注入し、インフラを整備するうえで、重要な役割を果たすことがある。

労働安全衛生の確保

先進国経済で十分な数の季節農業労働者を確保しようとする場合でも、開発途上国で生産の継続を確保しようとする場合でも、農業労働者の安全と健康は特に重視する必要がある。

臨時労働者、季節労働者、移民労働者を含め、法的地位やジェンダーに関係なく、農業食品セクターの全労働者には、安全かつ健康的な条件の下で働く権利がある。しかし現実を見ると、こうした労働者は適切な個人用保護具も水道・衛生施設も使えないことが多いうえ、特に開発途上国で当たり前に見られる過密な生産現場は、感染のリスクを増大させる。

COVID-19による安全衛生上のリスクを軽減する措置としては、適切な個人用保護具を利用できるようにすること、特に通常は密接なやり取りを必要とする工程を見直すことにより、労働者間の安全な物理的距離を確保すべく、業務を再編すること、健康診断や医療施設への恒常的アクセスを含め、その他の統制措置を実施すること、きれいな水と、石鹸やアルコール系手指殺菌剤を備えた適切な衛生施設を利用できるようにすること、職場の施設と設備を消毒すること、および、清掃の頻度を増やすことが挙げられる。労働者がCOVID-19、個人保護および衛生に関するすべての適切な情報をそれぞれの言語で得られるようにすることは、最も重要である。農業を含むあらゆるセクターに関する包括的な労働安全衛生（OSH）立法を含め、す

べての労働者に保護を提供する実効的な労働安全衛生管理制度の策定と執行は、2001年の農業の安全健康条約（第184号）とこれに付随する勧告第192号に基づき、農業セクターにおける各国の予防的な労働安全衛生文化によって補完すべきである。こうした措置により、農業セクターは今後、安全衛生上のリスクが生じたとしても、これに円滑に対応できるはずである。

適切な生活条件の確保

農業労働者は、生産場所や他の労働者と近接した環境で暮らすことが多く、これがCOVID-19に対する暴露リスクを高めるおそれがある。労働者に住宅が提供される場合には、1人当たりまたは1世帯当たりの十分な空間、安全な飲み水へのアクセス、および、適切な衛生・洗面施設を義務づける適用基準の遵守を図ることが重要である。

労働監督の強化

労働監督を通じ、職場の法令遵守を確保するための取り組みを継続すべきである。情報通信技術の進歩を活用するなどして、労働監督官が提供するサービスへのアクセスを改善できるよう、その作業方法を見直す必要もありうる。

農業において移民労働者への依存度が高い国では、公正な募集採用を確保するとともに、職場までの十分に質の高い交通手段や衛生条件を含め、必要なあらゆる保護措置と取り決めに導入することに細心の注意を払う必要がある。危機下でもしっかりと機能する労働監督制度がない場合、[移民労働者](#)に対する搾取のリスクは高まるという報告も得られている。

社会対話を通じた解決策の模索

1975年の農業従事者団体条約（第141号）は、農業従事者の労働・生活条件を恒久的かつ実効的に改善するため、農業従事者団体を経済・社会開発施策と関連づけることの重要性を認識している。よって、農村セクター労働者はCOVID-19の影響評価に全面的に関与すべきであり、政府は適切な危機対応策を策定するプロセスに農業従事者団体を関与させるべきである。この趣旨で、政府は1975年の農業従事者団体勧告（第149号）パラグラフ11から13に基づき、農業従事者団体が各レベルでの社会対話に代表を参画させるとともに、現下の危機から生じ、農村社会と農村開発に影響を与えているさまざまな事柄について発言力を持てるよう、積極的な策を講じるべきである。

▶ 2. 政労使とパートナーの対応

大手企業のCEO、市民社会団体、科学者および政治家たちは「[COVID-19と闘いながら、世界的な食料安全保障危機を防止するための世界のリーダーに向けた行動の要請](#)」“A call to action for world leaders preventing a global food security crisis while combating COVID-19”と題する公開書簡で、世界のリーダーに対し、COVID-19の大流行が世界的な食料・人道危機に発展することを防ぐため、緊急の協調的対策を講じるよう呼びかけている。その中で提言された対策は、(1) 開放的な貿易を維持し、全世界の食料供給の流れを維持すること、(2) 最脆弱層に対する支援をスケールアップすること、および、(3) 持続可能で強靱な食料システムに投資し、人間と地球の復興の種を蒔くことに重点を置いている。

開放的貿易を維持することの重要性は、国連食糧農業機関（FAO）、世界保健機関（WHO）および世界貿易機関（WTO）の事務局長による[共同声明](#)でも強調されている。

農業と食品加工を含むさまざまな業界にメンバーを有する国際産業別労働組合組織、国際食品関連産業労働組合連合会（IUF）は、FAOとWHOの事務局長に宛てた[書簡](#)で、食料安全保障の担い手である農業労働者の生命、安全および生計を守るための対策を求めている。IUFは[農業](#)、[食品・飲料](#)および[ジェンダーの平等](#)を対象とする一連の要求事項と指針も策定している。

多くの農業関連使用者団体（インドネシアパーム油協会（[GAPKI](#)）や南アフリカ農業協会アグリSA（[Agri SA](#)）など）は、COVID-19に関して、メンバー向けの指針を発表した。また、農業労働者団体の多く（農場労働者組織化委員会（[FLOC](#)）など）も、同様の指針を発表している。

FAOは、COVID-19の食料システムへの影響に関し、一連の[政策概要](#)を発表した。国連のグローバルなCOVID-19人道対応計画の一環として、FAOは、最

脆弱層への継続的支援に焦点を絞り、コロナウイルスの二次的影響に取り組むための対策を策定するため、継続中の人道支援プログラムの見直しも行っている。FAOの取り組みは、(1) 世界食糧計画（WFP）やその他パートナーとの協力により、地球規模のデータ機能を立ち上げること、(2) 所得と食料へのアクセスを安定化し、継続中の生計と食料生産への支援を維持すること、(3) 最貧層の人々にとって欠かせない食料サプライチェーンの継続性を確保すること、および、(4) 各国の当局やWHOと協力し、労働者の権利、役割、責任を含む食品安全衛生規制に対する認識を高めることにより、食品チェーン労働者の間でのCOVID-19感染を予防することに重点を置いている¹⁵。

コロンビアでは2020年3月25日、農業従事者組合のSINTRAINAGROとバナナ業界団体Auguraの間で成立した[協定](#)が、約2万2,000人のバナナ農場労働者に対する支援と安全衛生保護措置を定めている。主な具体的措置としては、マスクや殺菌剤などの個人衛生用品の全労働者への提供、移動や定期的な食事提供に際する消毒と自主的距離拡大措置などが挙げられる。65歳を超える労働者と、妊娠・出産にリスクを伴うものを含む既往歴のある労働者はすべて、その雇用契約の性質にかかわらず、COVID-19による外出禁止に関する政令が出されている間、労働を免除され、基本給と8%の追加補償を受け取ることになっている。

各国独自の措置の例

各国による今回の危機への政策対応はほとんどが、農業事業者に対する財政支援と、労働者を支援するための短期的な社会的保護措置からなっている。しかし、農業セクターへの労働基準の適用または政策対応策定に向けた社会対話の促進をねらいとする政策はほとんどないため、このギャップを埋める必要がある。

カナダでは、カナダ農業信用公社の貸出能力が50億カナダドル（CAD）増強されたほか、連邦、地域および地方の組織が全国的な食料安全保障を支援するための資金1億カナダドルも割り当てられた。カナダ緊急対応給付金により、医療上の理由で働けなくなり、しかも使用者から支給される休暇手当が限られているか、これがない労働者は、その収入の55%または週当たり573カナダドルを上限に、最大で15週間分の雇用手当を申請できる。

中国では、中国人民銀行が中小零細企業（MSME）を支援するため、低金利の再貸付・再割引の措置を5,000億人民元（RMB）分拡大した。農村部、農業、農家および中小企業向けの再貸付金利も、2.5%へと引き下げられた。食料安全保障を促進するため、農業農村部は飼料、食肉解体および食肉加工業者の操業再開を支援する数件の通達のほか、作物の現場管理に係る提言と人手不足を解消するための措置も発表した。地方の政策の中には、湖北省の農業従事者向けの一時的生計費手当補助金300元や、武漢の国内移住者定着に向けた3,000元の現金支給など、農業労働者に裨益するものもある¹⁶。

エジプトでは、農地に関する税法上の支払猶予措置が2年間、延長された。社会連帯省は、さらに10万世帯を現行の社会扶助プログラムの対象とし、農村部の女性とリーダーに対する給付を900エジプトポンド（EGP）に引き上げることも計画している。登録したインフォーマル労働者については、500エジプトポンドの一時金支給の予定もある¹⁷。

エルサルバドルでは、農業セクターを支援し、食料安全保障を確保するため、緊急基金を通じて8,000万米ドルが支給されることになっている。金銭的セーフティネットを持たないインフォーマル経済で働く150万世帯についても、300米ドルの現金給付が行われている¹⁸。

フィジーでは、資材と種子の配給を通じ、短期作物の生産を支援するための新規の農家支援策が、総合的農業対応策に盛り込まれている。COVID-19対応予算は、インフォーマル・セクターの労働者を対象に、150米ドルの一時救援金の支払いを定めている¹⁹。

ドイツでは、政府が季節農業労働者に対する「70日ルール」を一時的に延長したため、これらの労働者は2020年10月末まで、社会保険料を支払わずに最大で115日間、働けるようになった。また、操業短縮手当と農業者年金に係る追加的所得の上限も引き上げられた。有給病気休暇も調整され、感染保護法の適用を受ける場合、受取金額は当初6週間につき当該労働者の手取り賃金と同額、その後については病気休暇給付と同額に設定されている²⁰。

イタリアでは「イタリアに癒しを」（Cura Italia）という刺激策に基づき、農業労働者に関する失業手当適格条件が緩和されたほか、農業労働者を含む脆弱な労働者を対象に、600ユーロの一時金が支給されている。年収が4万ユーロ未満で出勤が必要な労働者は、無税の一時給付金100ユーロを受け取る権利を与えられている。

ナミビアでは、総合的景気刺激・救済策に、農民と農業事業者向けの低利融資に係る2億ナミビアドル（NAD）の保証が盛り込まれているが、その対象には、資金繰りに行き詰った農家と、収入が大幅に減少した農業関連中堅・中小企業（SME）が含まれている。職を失ったすべてのフォーマル、インフォーマル労働者には一時金として、750ナミビアドルの緊急所得保障も提供されることになっている。

フィリピンでは、271億フィリピンペソ（PHP）の財政刺激策に、最脆弱層の労働者に対する社会的保護と、観光や農業など、最も影響が大きいセクターを対象とする支援が盛り込まれている。緊急補助金プログラムでは、インフォーマル経済で働く1,800万の低所得世帯に対し、月額5,000ペソから8,000ペソが2カ月間、支給される予定である。また、海外労働者福祉庁も、渡航禁止の影響を受ける海外のフィリピン人労働者に現金支援を行っている²¹。

16 CGTN, "PBOC increases re-lending, re-discount quota by 500 billion yuan to support small businesses", 27 February 2020; People's Daily Online, "Mitigating the impact of COVID-19 in the agricultural sector in China", 11 March 2020; World Bank, "Social Protection and Jobs Responses to COVID-19: A real-time review of country measures (Version 3)", 3 April 2020.

17 Egypt Today, "Egypt takes economic measures related to pensions, agricultural taxes", 22 March 2020; Scoop Empire, "COVID-19 Updates: What is Egypt doing to curb the spread of the virus?", 2 April 2020; World Bank, 3 April 2020 op. cit.

18 ILO, "Governments' responses to COVID-19 (Countries A-L)", 6 April 2020; World Bank, 3 April 2020 op. cit.

19 Fiji Village, "Agriculture response package for COVID-19 will be implemented to ensure access to food is not affected – Reddy", 19 March 2020; The Fijian Government, "2020 COVID-19 budget response address by the Attorney-General and Minister for Economy Hon. Aiyaz Sayed-Kaiyum", 27 March 2020.

20 Euractiv, "German farms need nearly 300,000 seasonal farm workers", 25 March 2020; World Bank, 3 April 2020 op. cit.

21 The Diplomat, "COVID-19: Countering the economic contagion", 24 March 2020; International Monetary Fund, "Policy Responses to COVID-19", April 2020; World Bank, 3 April 2020 op. cit.

▶ 3. ILO のツールと対応

ILOは緊急対応と、農業の持続可能な中長期的開発に向けた価値ある枠組みを提供する一連の文書とツールを採択している。

1969年の労働監督（農業）条約（第129号）は、その他関連の文書と併せて、労働監督官の募集採用や権限と義務を含め、農業に関する監督制度の確立、機能および組織について一連の原則を定めている。

1921年の結社権（農業）条約（第11号）は農業従事者全員に、産業労働者と同一の結社と組合の権利を確保している。

1958年の農園条約（第110号）は、移民労働者の募集採用、雇用契約とその違反に対する刑事上の制裁廃止、賃金、年次有給休暇、毎週の休息、母性保護、労災補償、結社の自由と団体交渉の権利、労働監督、住宅および医療に関する一連の原則を定めている。1958年の農園勧告（第110号）には、農園労働者の雇用条件改善に向けた詳細なガイドラインが盛り込まれている。

1975年の農業従事者団体条約（第141号）とこれに付随する第149号勧告は、農業労働者と農業従事者が独自に効果的な強い発言力を持てるよう、自らの選択に基づき、あらゆる種類の農業従事者団体を結成し、これに加入する権利を有することを定めている。

2001年の農業における安全健康条約（第184号）とこれに付随する勧告第192号は、農業における安全衛生に関する一貫した国内政策の策定と実施に係る原則を定めている。

2012年の社会的な保護の土台勧告（第202号）は、社会的保護をすべての人に拡張する普遍的、進歩的手法を促進するものであるが、これは特に農業セクターと農村経済にとって妥当性が高い。勧告は、インフォーマル経済で食料不安を抱え、特に農業と関連セクターで多く働く貧しい世帯と労働者を含めたすべての人に、必須の保健医療と、全国的に定められた最低水準の基本的所得保障を確保することにより、社会的保護の拡張を促進している。

2017年の平和及び強靱性のための雇用及び適切な仕事勧告（第205号）は、危機対応に際し、労働における基本的原則と権利、および、国際労働基準の尊重を含め、あらゆる人権と法の支配の尊重を確保する必要があることを強調している。

2011年の農業における安全衛生に関する実践規範（Code of practice on safety and health in agriculture）は、農業で直面する幅広い労働安全衛生リスクに取り組むための適切な戦略を含め、関連ILO条約の適用に関する指針を提供している。

農業従事者に発言力を：団結権と農業従事者団体関連文書に関する総合調査（Giving a voice to rural workers: General Survey concerning the right of association and rural workers' organizations instruments）、第104回国際労働総会第3報告書（パート1B）、ジュネーブ（2015年）。

[ILO 国際労働基準と COVID-19（ILO Standards and COVID-19）：よくある質問集](#) – COVID-19の流行動向に関連する国際労働基準の主な規定。

[農村経済におけるディーセント・ワークの促進に関する政策手引書集（Portfolio of policy guidance notes on the promotion of decent work in the rural economy）](#)（ILO、2019年）は政策立案者、社会的パートナーおよび開発に関する実務者を対象に、農村部における雇用と労働に関連する問題に効果的に取り組む方法に関する指針を提供するものである。農村経済におけるILOの活動の具体例を示すとともに、これまでに策定されてきた幅広い文書とツールを取りまとめている。

[農園におけるディーセント・ワーク（Decent work on plantations）](#)（ILO、2017年）は、農業労働者の権利と良質な雇用へのアクセスを改善しつつ、企業に対し、そのサプライチェーンにおける法令遵守と競争力をともに高めることをねらいに、中核的国際労働基準と国内労働法の履行に関する支援を提供することを目指すILOのプログラムである。そのための手段としては、社会対話の支援や、労働法規と国内法の執行強化、さらには生産性と技能の向上が挙げられる。

Contact details

International Labour Organization
4, Route des Morillons
CH-1211 Geneva 22 – Switzerland

Sectoral Policies Department
E: covidresponsesector@ilo.org